

① 交換により取得した資産の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	-----	-----	-----

別表十三(三) 平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

交換により譲渡した資産の種類及び用途	1		取得資産と交換差金等を取付した場合は 取得資産と交換差金等を取付した場合は 取得資産と交換差金等を取付した場合は 取得資産と交換差金等を取付した場合は 取得資産と交換差金等を取付した場合は 取得資産と交換差金等を取付した場合は 取得資産と交換差金等を取付した場合は 取得資産と交換差金等を取付した場合は 取得資産と交換差金等を取付した場合は 取得資産と交換差金等を取付した場合は 取得資産と交換差金等を取付した場合は 取得資産と交換差金等を取付した場合は 取得資産と交換差金等を取付した場合は 取得資産と交換差金等を取付した場合は 取得資産と交換差金等を取付した場合は 取得資産と交換差金等を取付した場合は 取得資産と交換差金等を取付した場合は 取得資産と交換差金等を取付した場合は 取得資産と交換差金等を取付した場合は	資産の帳簿価額を減額した金額	13	円	
交換の相手先の氏名又は名称	2			譲渡直前の帳簿価額 (12)	14		
交換の年月日	3	平 ・ ・		取得資産の価額 (7)	15		
譲渡資産を取得した年月日	4	昭平 ・ ・		取得資産とともに取得した交換差金等の額	16		
交換取得資産を交換の相手先が取得した年月日	5	昭平 ・ ・		取得資産の価額に対応する帳簿価額 $(14) \times \frac{(15)}{(15)+(16)}$	17		
譲渡資産の価額	6			圧縮限度額 $(15) - (17)$ 又は $(15) - (17) - 1$ 円	18		
取得資産の価額	7			圧縮限度超過額 $(13) - (18)$	19		
(6) と (7) の差額	8			資産の帳簿価額を減額した金額	20		
(6) と (7) のうち多い金額の $\frac{20}{100}$ 相当額	9			取得資産の価額 (7)	21		
譲渡直前の帳簿価額	譲渡資産の帳簿価額	10		譲渡資産の帳簿価額	譲渡直前の帳簿価額 (12)	22	
	譲渡資産の譲渡に要した経費の額	11			譲渡資産とともに交付した交換差金等の額	23	
	計 (10) + (11)	12			計 (22) + (23)	24	
				圧縮限度額 (21) - (24)	25		
				圧縮限度超過額 (20) - (25)	26		

別表十三（三）の記載の仕方

1 この明細書は、固定資産である土地等を交換した法人が、法第50条（交換により取得した資産の圧縮額の損金算入）の規定の適用を受ける場合又は法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）（法第50条の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限り。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 この明細書は、交換した資産の種類ごとに用紙を改めて記載します。

また、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。